



購読料 年8,000円  
送料共 但し、会員  
は会費に含まれる

発行所  
京都府保険医協会  
〒604-8162  
京都市中京区烏丸通蛸薬師  
上ル七観音町637  
インターワンプレイス烏丸6階  
電話 (075) 212-8877  
FAX (075) 212-0707  
編集発行人 久保 佐世

主な内容

遠隔診療の安易な拡大許されない (2面)

地区との懇談(下西、西京、綴喜) (2・3面)

所得税等改定で説明会 (6面)

ご用命はアミスまで

- ◆医師賠償責任保険
- ◆休業補償制度 (所得補償、傷害疾病保険)
- ◆針刺し事故等補償プラン
- ◆自動車保険・火災保険

☎075-212-0303

# 高齢者取り巻く医療・介護の困難とは

## 16年度医療安全シンポで意見交換

協会は3月4日、京都市内のホテルで「高齢者医療と介護に関する医事紛争」と題して、医療安全シンポジウムを開催した。会員や従事者ら73人が参加し、3人のパネリストの話題提供の後、熱心に討論・意見交換した。パネリストは京都第一赤十字病院緩和ケアセンターの上田和茂センター長、医療法人社団石鏡会の青木菜穂子社会福祉士、京都中央法律事務所福山勝紀弁護士の3氏。

### 高齢者の治療はQOL念頭に

上田氏は内科医師の立場から、高齢者の病態とその特性を取り上げた。まず、老化の定義を加齢に伴う生

体機能の低下とし、高齢者がある程度述べた。以上の一連の症状を「老年症候群」として扱う方が現実的であると主張した。また、フレイル(虚弱)という概念を紹介。①体重の減少②歩行速度の低下③握力の低下④疲れやすさ⑤身体活動レベルの低下のうち、3項目以上が当てはまるとフレイルとみなされると説明。更に高齢者に対する医療の限界として、生活習慣や老化が元で発症する疾患であれば非可逆的な経過を取ることが多い。治療を目指すことと安静を強いることになり逆に廃用症候群を引き起こし、QOLを損なう可能性が生じる。疾病の治療より症状を取り除く方がQOLは改善する。高度先進医療はQOLの向上に好ましくない可能性

### 家族・医療スタッフと相談重ね治療方針を

青木氏は、MSWの立場から高齢者が抱えていると感じる特徴的な困難について、五つの要因を紹介。①MSWとクライエントの価値観の差が大きい場合等、MSW自身が主観的に困難と感じる②キーパーソンの決定力不足もしくは不存在、加齢による変化・ADLの急激な低下への理解不足等、ケースそのものに客観的な困難がある③提供される医療と本人のためにしてあげたいこと(家族の

### 日常から看護記録の充実を

福山氏は、高齢者による転倒事故の裁判例を解説した。医療機関の勝訴例(14年3月26日広島地裁三度支部判決)では、ベッド上で倒れているところを発見され、その後脳溢血で死亡した事案。患者は離床センサー、マット等を使用する

思い)の乖離等、多職種連携に困難さがある④所属機関の方針が専門職の倫理に相反する、バックアップ体制がない等、所属する組織に困難さがある⑤転院による支援の分断等、制度上の制約があるとした。更に傾聴・思いの受容、理解度の確認、アセスメントの重要性を説いた。そこでポイントとなるのがアドバンス・ケア・プランニング(ACP)で、これは意思決定能力低下に備えての対応プロセス全体を指すもので、極めて重要であるが、いまだ医療界では一般的、常識となっていない状況があると報告した。



(右から)パネリストの上田、青木、福山の各氏



熱のこもった討論に

家族に付き添う機会を与える義務を主張。これに対し、裁判所は入院中に夜中に目を覚ましたのは事故当時初めてで、患者は注意してもモニターを外すことがあった。医療機関が四六時

中患者を観察することは不可能で、家族も従前から転倒の可能性を認識していたとして、医療機関の責任を否定し勝訴。敗訴例(12年11月15日東京地裁判決)では、透析用ベッドまでの移動で事故の前々日にストレッチャーから車椅子使用が許可され、2人の看護師が透析室で介助していた。2人とも患者から少し離れた際に、患者が踏み台の上から転倒、後日死亡に至った事案。車椅子による最初の透析で立位不安定となり転倒は予測できた。もう1人の看護師が戻るまで患者を支えておけば転倒は防げた」と判断された。紛争予防の手段として、看護記録が

詳細に患者の状態を記していることが多いことから、日常から看護記録の充実を強調。医療現場では転倒・転落事故が発生した場合、「過誤」を認める傾向にあるが、不可抗力の場合もあり、賠償責任を負う必要がないケースもあることへの認識を促した。なお、シンポジウムの詳細については冊子にまとめ、5月末を目途に全会員に発送予定。

## 政治は変えられる

### —民主党政権で何ができたのか—

日時 5月13日(土) 午後2時～5時

場所 ハートピア京都 大会議室

参加費無料  
申込は協会まで

- 講演 脱グローバル化の潮流と課題—新しいルールを求めて—  
演者 井手 英策氏 (慶応義塾大学経済学部教授)
- 証言① 民主党政権時代、その前後  
証言者 竹下 義樹氏 (弁護士、生活保護裁判連絡会事務局長)
- 証言② 民主党政権は、何ができたのか?  
証言者 福山 哲郎氏 (元官房副長官・参議院議員)
- 発言 私たちの反省—「あの時」を踏まえて、これからのこと  
発言者 渡邊 賢治 (京都府保険医協会副理事長、京都社会保障推進協議会議長)

## 理事長、副理事長、監事選挙

### 立候補締切は 4月5日 午後4時

京都府保険医協会の理事長、副理事長、監事および理事の任期(2年)が、5月31日をもって終了します。任期終了にあたり理事長、副理事長および監事の選挙を、規約第14条および選挙規定第1章により、次の要領で行います。

- ▽公示 17年3月25日(土)
- ▽立候補締切日 4月5日(水) 午後4時
- ▽選挙する役職名 理事長1人、副理事長5人、監事2人

※理事(若干名)は規約第14条第3項により理事長が副理事長と合議して選任します。

▽任期 17年5月31日

▽選挙日程・場所 5月18日(木) 午後2時15分より京都税理士会館にて第19回臨時代議員会を開催し選挙を行います。

※選挙規定第16条により、立候補届出のあった候補者が定数以内のときは投票を行わず、京都府保険医協会代議員会議長が候補者をもって当選人と決定します。(選挙規定第9条1項)

▽立候補届出方法 立候補届出書は本協会の所定の様式1を使用し、所定の候補者経歴表を添付して立候補締切日までに、本人が京都府保険医協会代議員会議長に提出し、代議員および予備代議員に送付する。(選挙規定第10条)

▽選挙公報 投票による選挙が行われるときは、京都府保険医協会代議員会議長は立候補届出書等の書類審査のうえ、速やかに選挙公報を作成し、代議員および予備代議員に送付する。(選挙規定第10条)

▽選挙公報 投票による選挙が行われるときは、京都府保険医協会代議員会議長は立候補届出書等の書類審査のうえ、速やかに選挙公報を作成し、代議員および予備代議員に送付する。(選挙規定第10条)

▽選挙公報 投票による選挙が行われるときは、京都府保険医協会代議員会議長は立候補届出書等の書類審査のうえ、速やかに選挙公報を作成し、代議員および予備代議員に送付する。(選挙規定第10条)



# 空想

来年の診療報酬改定をめぐる議論が中協協で始まった。その中、論点「外来医療(その1)」

針2015」や「日本再興戦略2015」に盛り込まれ、その圧力で15年8月に厚労省が、従来の遠隔診療規定を緩和した事務連絡を発売している。某社では100の

ある。これをIT業界は「ネット診療解禁」と受け止めた。だが、事業化参入し、医師への勧誘を開始している。某社では100の

き方、表情の観察から始まり、触診までの物理的診察、必要と判断して施行し、医師への勧誘を開始している。某社では100の

能と見なすのは不遜であり、医療としてリスクである。問題の多い「遠隔診療初診料」算定は現行通り原則不可とすべきである。

また、仮に初診から遠隔診療の場合で、途中で何らかの理由で中断すれば、法理上その診療全体が違法となり遡及査定されることになる。それを避けるために遠隔診療の診療間隔を長期間再診とする抜け道も問題となる。更に、再診の場合も急性期病態に対しては対面診療しか認められていないが、「ネット再診」患者の「風邪を引い

た・不眠だ」などの臨時の訴えに對してその場で安易に追加処方してしまう違法診療もまかり通らねない。中医協資料では本質の全く異なる「AI診療支援」が併記されて診療報酬付けが示唆された。遠隔診療も自由診療や選定療養での「予約料金」徴収が業者推奨となっており、患者負担金増になり、患者のためと言っ建前も崩れてきた。結局、経産省や総務省が画策するIT業界や企業の儲かると戦略の一環という今までの医療IT化戦略と同様の構図が見えてきた。

集にかかる手間が省けるので現場からの要望は強い。患者さんの登録は1200人も超えた」と、ICTを活用して先進的に診療連携・病診連携を進めている状況が報告された。一方で、「国

集にかかる手間が省けるので現場からの要望は強い。患者さんの登録は1200人も超えた」と、ICTを活用して先進的に診療連携・病診連携を進めている状況が報告された。一方で、「国

## 遠隔診療(含、いわゆる「ネット初診」)の安易な拡大許されない

では早速、遠隔診療が議題となった。今回の厚労省資料から推測すると、改定論議では必ず「遠隔診療初診料の新設②遠隔診療にかかわる算定範囲の拡大③遠隔診療ガイドラインの作成・療養担当規則改定」が提案されるであろう。

元々、遠隔診療の拡大は経済界の意向を受けた政府の成長戦略として「骨太方針

たことが契機となっており、その主旨は「遠隔診療のみの医療は医師法第20条違反だが、途中で対面診療を混ぜれば初診は対面でも構わない」との新見解で

医療機関と契約を結んだことが契機となっており、その主旨は「遠隔診療のみの医療は医師法第20条違反だが、途中で対面診療を混ぜれば初診は対面でも構わない」との新見解で

定、治療方針決定、説明・相談の凝縮した真剣勝負の現場である。テレビ画面や簡単な血圧等のデータと会話だけで、対面診療に代替する程度」の初診が可

相談の凝縮した真剣勝負の現場である。テレビ画面や簡単な血圧等のデータと会話だけで、対面診療に代替する程度」の初診が可

の進めるICTの活用といえは医療ビッグデータの活用であり、特定健診・特定保健指導等のデータなどが営利目的に使われることがあれば目的が違うのではないかと懸念を示した。

協会は「西京区は旧乙訓郡地区で高齢化が進み、医療機関が減少する一方、旧葛野郡地区は人口が自然増し、医療機関が増えている。西京区管内だけでも医療機関

出席者14人で開催された西京医師会との懇談

## 下京西部医師会と懇談

1月25日 下京西部医師会会議室

### 開業形態の変化で揺れる地域医療

協会は下京西部医師会との懇談会を1月25日に開催し、地区から7人、協会から5人が参加した。山下琢司の司会で進行。安田雄司

報告に加え、「2018年度に予定される医療大転換」等を説明した。また、地区から挙げられたテーマ「自由開業制」「フリーアクセス」「日医かかりつけ医機能制度」の推進について

「医療介護におけるICTの活用について」「医療ビッグデータとその活用」と「健康寿命延伸」の問題も議論した。

最近のモール開業等の増加について地区から、①診療時間や診療日をモール本体の営業時間に合わせる

「医療介護におけるICTの活用について」「医療ビッグデータとその活用」と「健康寿命延伸」の問題も議論した。

最近のモール開業等の増加について地区から、①診療時間や診療日をモール本体の営業時間に合わせる

最近のモール開業等の増加について地区から、①診療時間や診療日をモール本体の営業時間に合わせる

最近のモール開業等の増加について地区から、①診療時間や診療日をモール本体の営業時間に合わせる

最近のモール開業等の増加について地区から、①診療時間や診療日をモール本体の営業時間に合わせる



出席者12人で開催された下京西部医師会との懇談

最近のモール開業等の増加について地区から、①診療時間や診療日をモール本体の営業時間に合わせる

最近のモール開業等の増加について地区から、①診療時間や診療日をモール本体の営業時間に合わせる

最近のモール開業等の増加について地区から、①診療時間や診療日をモール本体の営業時間に合わせる

最近のモール開業等の増加について地区から、①診療時間や診療日をモール本体の営業時間に合わせる

最近のモール開業等の増加について地区から、①診療時間や診療日をモール本体の営業時間に合わせる

最近のモール開業等の増加について地区から、①診療時間や診療日をモール本体の営業時間に合わせる

最近のモール開業等の増加について地区から、①診療時間や診療日をモール本体の営業時間に合わせる

最近のモール開業等の増加について地区から、①診療時間や診療日をモール本体の営業時間に合わせる

## 西京医師会との懇談

1月27日 ホテル京都エミナース

### 偏在は自由開業制が原因との指摘に有効反論を

協会は西京医師会との懇談会を1月27日に開催。地区から9人、協会から5人が出席、地区の今井史朗理事の司会で進行した。西京

協会は西京医師会との懇談会を1月27日に開催。地区から9人、協会から5人が出席、地区の今井史朗理事の司会で進行した。西京

協会は西京医師会との懇談会を1月27日に開催。地区から9人、協会から5人が出席、地区の今井史朗理事の司会で進行した。西京

協会は西京医師会との懇談会を1月27日に開催。地区から9人、協会から5人が出席、地区の今井史朗理事の司会で進行した。西京

協会は西京医師会との懇談会を1月27日に開催。地区から9人、協会から5人が出席、地区の今井史朗理事の司会で進行した。西京

協会は西京医師会との懇談会を1月27日に開催。地区から9人、協会から5人が出席、地区の今井史朗理事の司会で進行した。西京

協会は西京医師会との懇談会を1月27日に開催。地区から9人、協会から5人が出席、地区の今井史朗理事の司会で進行した。西京

協会は西京医師会との懇談会を1月27日に開催。地区から9人、協会から5人が出席、地区の今井史朗理事の司会で進行した。西京

協会は西京医師会との懇談会を1月27日に開催。地区から9人、協会から5人が出席、地区の今井史朗理事の司会で進行した。西京

協会は西京医師会との懇談会を1月27日に開催。地区から9人、協会から5人が出席、地区の今井史朗理事の司会で進行した。西京

協会は西京医師会との懇談会を1月27日に開催。地区から9人、協会から5人が出席、地区の今井史朗理事の司会で進行した。西京

協会は西京医師会との懇談会を1月27日に開催。地区から9人、協会から5人が出席、地区の今井史朗理事の司会で進行した。西京



出席者14人で開催された西京医師会との懇談

出席者14人で開催された西京医師会との懇談

# 綴喜医師会と懇談

2月4日 新田辺駅前CIRKビル

## 僻地医療には大胆な政策が必要

協会は、綴喜医師会との懇談会を2月4日、新田辺駅前CIRKビルで開催。地区から9人、協会から5人が出席。綴喜医師会の河村宏副会長の司会で進められた。

冒頭芳野一朗会長は、国外ではトランプ米大統領のツイッターでの発言がいろいろと物議を醸している。一方、国内では、2017年度一般会計予算案約9兆円の内、約34兆円が社会保障費を占めており、その大半を赤字国債で賄うとのこと

だ。今後、消費税10%への増税も控えていることも考慮すると、日本経済の行く末が非常に懸念される。さらに地域医療構想においても、山城北・南ともわずかに病床が増えるが、多くの患者を在宅で診なければならぬ。特に、山城北では現在の約1.9倍の患者を在宅で支えなければいけないなど、問題山積であるといさつされた。その後、垣田理事長のあいさつ、協会から情報提供の後、「2018年度に予定される医療



出席者14人で開催された綴喜医師会との懇談

大転換」にどう対抗するかという協会からのテーマについて意見交換を行った。地区からは、まず総合診療専門医について教育システムと指導医について質問が出された。協会からは、大病院が新専門医制度に向けて地方の中小病院等勤務する医師を指導医として引き揚げない研修に対応できない状況等に窮し、一旦、延期した経緯がある。医師育成の在り方と医療提供との間に齟齬をきたしている現状が明らかになった。現時点では、総合診療専門医の教育は開業医が担うという話もあるが、プログラムなど詳細は不明であると述べた。また、地区から日本専門医機構は地域ごとに専門医数を制限するという方針を打ち出しているが、

いったん、専門医資格を取った地域を離れる際には、専門医資格が奪われるのか。結局は、大都市に専門医が集まり、地方では専門医不足が生じているのではないかと疑問を呈された。協会からは、専門医数の地域ごとの上限設定は、国の医師管理との関わりで大きな問題になると思ふと見解を述べた。

さらに、地区からは僻地医療の問題について、若い医師は子弟の教育問題をはじめ僻地に赴任するためにさまざまな障壁がある。いろいろな問題はあったがそれなりに僻地医療に貢献していた医局制度が廃止され、有効な手段が見い出せないことを考慮すると、一定期間僻地での勤務経験を医師免許交付の条件にするような思い切ったシステム

を導入するか、それが無理ならば、海外の医師で賄うぐらいの覚悟がないとこの問題は解消しないのではないかと意見が出された。協会からは、本来なら自治医科大学がその役割を担うはずだが、現実には解決手段となっていない。日本は「職業選択の自由」があるので制限を加えても、法的にどこまでできるかは悩ましいところだ。医療を担う開業医からも声を上げていかなければならないと述べた。その他にも、「かかりつけ医」制度や高齢者医療の在り方等について意見交換を行った。

最後に、森岡稔副会長が、まとめていただいた資料やデータは今後地域での活動に活かしていきたい。我々も協会の理事に負けないように、地域で頑張っていきたいと締めくくられた。

# 核兵器禁止に向け速やかな努力を

## 外務省に2度目の要請

核兵器禁止条約に向けた日本政府の積極的役割發揮を求めて、近畿反核医師懇談会、反核医師の会、保団連非核平和部の3者は昨年9月30日に続いて2月24日に、外務省要請を行った。

反核医師の会の共同代表で保団連副会長の飯田哲夫京都協理理事ら10人が同省を訪問し、要請書を手渡し懇談した。対応したのは外務省軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課の課長の村上顯樹氏。

が、日本は反対を投じた。このことから、①唯一の戦争爆発の政府として、核兵器の廃絶に向けて積極的な役割を果たすこと②核兵器禁止条約の交渉に「核兵器の禁止に向けた速やかな努力」を行う立場で参加すること③の2項目で要請を行った。

村上氏は、核兵器禁止条約の交渉会議を招集する国連の決議に反対した日本政府の立場について、決議は核保有国と非保有国の亀裂を深めるものであり、双方と協力しつつ核廃絶を現実的、実践的に進めることだと説明。交渉への参加については政府全体で検討中だとした。



外務省の村上課長(左手前)と懇談する飯田理事ら

昨年未の国連総会で核兵器禁止条約の交渉会議を2017年に開始するという決議案が賛成多数で決議された。

同改正事項の6行目の「号」の「法令に基づく場合」とは、何を指すのでしょうか。それは、結局、警察や検察等の捜査機関の行う任意捜査も、これへの協力も任意であるものの、法令上の具体的な根拠に基づいて行われるものであり、いずれも「法令に基づく場合」に該当するとして「強制的処分」に当たるものとして「この法律に特別の定めのある場合」に該当して令状による検査が必要となります。

## 医療安全担当者交流会

# 病院は事故にどのように対処するか

### ～現場での体験を踏まえて～

今回は、講師にALSを患う夫を医療事故で亡くされた北田淳子氏を迎え、医療安全担当者交流会を開催いたします。北田氏は夫を亡くされた後、当該病院に勤務され、患者・家族の声に耳を傾けその声を医療者にフィードバックする業務に従事されています。患者・医療機関双方の立場を経験されているからこそお話しいただける講演になると思いますので、奮ってご参加下さい。

日時 **5月30日(火)** 午後2時～  
 場所 **京都府保険医協会・ルームA～C**  
 演者 **阪南中央病院医療安全管理部 患者情報室「とまり木」 北田 淳子氏**

参加費 **無料** 要申込  
 定員 **60人**

お申込は協会まで

警察等の捜査機関から患者の状況について照会があった場合医療機関より、協会へ対応の相談が寄せられた。これを受け、検討を開始し、顧問弁護士に確認を行った。

その結果、「医療・介護関係事業者における個人情報保護の適切な取扱いのためのガイドライン」のQ&A(厚生労働省・2005年3月作成、13年4月1日改定)に「警察や検察等捜査機関からの照会や事情聴取は、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、患者本人の同意を得ずに回答しても同法違反とはならない」との記載がある。しかしなが

ら、ガイドラインの解釈には疑義があり、原則は患者の同意書を得る必要があるとの見解を得た。協会の医療安全対策部会としても、同意書なき情報提供の場合、情報提供した事業者における個人情報の

際でも、患者本人の同意書の提示を求めることが望ましいことを確認した。このほど、5月30日施行予定の改正個人情報保護法を受け、「医療・介護関係事業者における個人情報の

適切な取扱いのためのガイドライン(案)」に関するパブリックコメントを個人情報保護委員会事務局が3月1日まで募集していたので、かねてより疑義が生じていた上記部分について、(疑問点)

# 患者情報の提供で意見提出

## 捜査機関からの照会でも同意は必要!

協会の顧問弁護士とも相談の上、意見集約を行い、疑問点解消に向けて、下記コメントを弁護士名で2月9日に提出した。一読願いたい。

厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報保護の適切な取扱いのためのガイドライン」の改正事項の該当箇所Ⅲ.1.(2)①の「改正後」の解釈について

「警察や検察等の捜査機関の行う任意捜査も、これへの協力も任意であるものの、法令上の具体的な根拠に基づいて行われるものであり、いずれも『法令に基づく場合』に該当するとして『強制的処分』に当たるものとして『この法律に特別の定めのある場合』に該当して令状による検査が必要となります。

この法令上の具体的な根拠とは、「個人情報保護法第23条第1項第1号」の「法令に基づく場合」に該当する問題、個人データが患者の診療記録(カルテ)の場合に、当該患者の同意のない場合は、任意捜査とは言いえない場合があり、刑事訴訟法第197条第2項に基づき「公私の団体に照会する報告」の限界をも逸脱している場合があるかと思

われま。この場合は、任意捜査ではなく、同条第218条1項の令状による検査が必要でしょう。これは刑事訴訟法第197条第1項の「必要な取り調べ」であり、同じく書の「強制的処分」に当たるものとして「この法律に特別の定めのある場合」に該当して令状による検査が必要となります。

その場合にごうするののかということ。単に「法令に基づく場合」であるとして逃げられるのですか。改正事項の説明には回答がありません。

17年2月9日  
 京都府保険医協会  
 顧問弁護士 蒔 立明

### 日常診療に役に立つ!

## 保険請求関連書籍等のご案内

2016年4月に発行した『社会保険診療提要』に、その後に出された疑義解釈を加えた、17年4月30日現在の診療報酬点数表(①)を発行します。希望会員のみ有料で販売とし、無料配布はしませんのでご注意ください。お早めにご注文をお願いします。

②は会員には1冊無料で送付していますが、追加希望の方はお申込み下さい。

③④⑤も希望会員のみ有料で販売しています。数に限りがありますので、お早めに。申込は協会まで。

リニューアル

2016年4月/2017年4月増補版



送料別(税込)4,650円

保険診療を行う上でなくてはならない1冊。2016年の改定後に出された疑義解釈や訂正通知を盛り込んでいます。(写真は2016年版)

① 社会保険診療提要  
(2016年4月/2017年4月増補版)



② 公費負担医療等の手引  
(2015年11月)

3,200円



③ 保険診療の手引  
(2016年4月版)

5,000円



④ 届出医療等の活用と留意点  
(2016年度~2017年度版)

5,000円



⑤ 在宅医療点数の手引  
(2016年度改定版)

3,000円

## グループ保険(死亡・後遺障がい保障) 始めます!!



協会ではこのたび、新たな共済制度としてグループ保険(生命保険)の取扱いを開始します。4月より募集し、加入は8月1日より随時です。ぜひご検討下さい。詳細は協会事務局まで。

### ◎安い掛金で大きな保障

例えば、35歳男性の先生の場合  
4,000万円保障で 月額 3,760円

### ◎医師の審査はなく、健康状態等の告知による申込み

書面告知で申込みは簡単!  
協会事務局の対応も親切・丁寧

### ◎余剰金が生じたときは1年ごとに配当金

これまでのグループ保険の配当実績 最近3年平均 27%

「グループ保険」にご加入いただくと、さらに  
★先進医療費用補償に本人負担0円でお申込みできます  
(保険医共済会福利厚生制度として)

※グループ保険お申込みの場合は、「保険医共済会」の入会金が必要(初回掛金とともに1,000円徴収)

保険医協会は

## 医療機関のリスクをまるごとサポート

保険医協会は医療機関や会員医師・ご家族・医療従事者を取り巻くリスクに対応できる各種制度をご用意しています。リスク対策は万全かいま一度ご確認ください。

医療行為・医療施設(建物・設備)や給食に基づく賠償責任  
**医師賠償責任保険**

介護サービス等に基づく賠償責任  
**介護福祉事業者等賠償責任保険**

個人情報取扱者としての賠償責任  
**個人情報漏えい保険**



### いつでも加入・型変更ができます

医師・医療機関にとって賠償責任への備えは必須です。保険医協会の保険は会員のみならずからのニーズにお応えして、多様な補償をご用意しています。

針刺し事故等への備え、従業員の福利厚生に  
**針刺し事故等補償プラン**

針刺し事故感染症見舞金補償プラン

案内パンフレット(2017年度版)を本紙2989号と一緒に送りました。加入申込は随時受け付けています。お問い合わせは京都府保険医協会まで。

4月1日より普及開始!

# 保険医年金

加入申込受付期間

## 6月20日(火)まで

※2017年9月1日付加入

加入資格

満74歳までの協会会員  
※月払増口・一時払申込みは満79歳まで

加入口数

月払 1口1万円 30口限度(月30万円)  
一時払 1口50万円 毎回40口(2,000万円)

予定利率(最低保証利率)

# 1.259%

(2016年9月1日現在)

※昨年度実績:1.469%(予定利率1.259%+配当0.210%)

引受保険会社:三井生命(幹事)・明治安田生命・富国生命・日本生命・太陽生命・第一生命

45歳から加入(加入期間25年)

70歳から10年確定で受給の場合

月払 10口加入

年金月額 約30万円

受給総額 約3,580万円

【掛金総額 3,000万円】

利息 約580万円

掛金 3,000万円

45歳

70歳

80歳



受給総額 約3,580万円

※左記の積立額は、現在の予定利率で計算しています。短期のご利用では手数料との関係で積立金が掛金を下回ります。詳しくは、4月10日発送の年金パンフレットをご覧ください。

### 自在性のポイント

- \*コツコツ貯める月払、まとまった余裕資金を一時払で着実に積立て。
- \*必要な時に、いつでも口数単位で解約可能。
- \*掛金払込みの中断・再開ができます。

- \*年金受取開始は、加入5年後から80歳(満期)の間で自由。受給方法は、定額型確定年金(10・15年)と逓増型確定年金(15・20年)の4種類の中から、受給開始時に選択。

- \*万一の場合は、ご遺族が遺族一時金または年金として全額受給。

# 保険診療



## 性感染症検査の併算について

Q、14年改定で、D01 培養同定検査を行った場合8細菌培養同定検査とD0も別に算定できないのか。23「3」の淋菌およびクラミジア・トラコモナス同時検査は、改定で同時に算定できない。細菌培養同定検査は、「淋菌およびクラミジアによる感染を疑って実施するもの」に限ることに変更されています。

## 医療機関の防災対策は万全ですか?!

月刊保団連臨時増刊『保険医のための防災対策必携』  
会員特価 500円

## 新しく医療機関に勤められた方の研修会

医院経営において、従業員は大切な役割。実践形式の講習を取り入れ、楽しく・わかりやすく・ためになると毎回好評いただいている研修です。医療機関の勤務経験が短い方を対象に、医療従事者に必要な「接遇」「医療安全」「保険基礎知識」の3分野について、基礎をしっかりと学んでいただけます。

日時 4月12日(水)、13日(木) 午後2時～4時

場所 京都府保険医協会・ルームA～C

定員各40人  
要申込

- [4月12日] ①接遇講習  
「医院・診療所での接遇マナー研修・初級編」  
講師：(株)JAPAN・SIQ協会 谷 洋子氏
- [4月13日] ②医療安全  
「医事紛争から見た医療従事者としての心構え」  
講師：医療安全対策部会副理事長 林 一資氏
- ③保険  
「知っておきたい保険基礎知識(請求留意事項)」  
講師：保険部会理事 種田 征四郎氏

お申込は協会まで

## 医師が選んだ医事紛争事例

58

### (40歳代後半女性)

#### 「事故の概要と経過」

不正出血が続くので来院した。診察して明らかにならなかつたが、子宮頸部細胞診を施行した。5カ月後に再度出血が来院して経過観察としたが、その後も出血で複数回来院してきた。数カ月が経過して、別のA医療機関において類内臓腫瘍と診断された。なお、再発の兆候は認められなかった。

患者側の主張は以下の通り。断言できるものではない。③プラノバル®を投与し

①何度も来院したのに子宮内膜スミアの検査をしなかった②類内膜腺癌の発見の遅延により、癌が必要以上に進行したのではない③複数回のプラノバル®投与で腹痛が生じた④癌が再発した場合の医療機関側の対処。医療機関側としては、①

①40歳代後半女性の場合、出血が止まらない場合は子宮体癌を疑うのは当然ではないか。少なくともA医療機関の確定診断から半

②抗生剤と子宮収縮剤の名称は具体的に何であるか。③抗生剤「トミロン®錠」、子宮収縮剤「マレイン酸メチルエルゴメトリン®錠」。④Stage IbG1Jは再発の危険性は小さいか。断言はできないが、再

⑤A医療機関における手術は、たとえ半年前に癌が発見されていても、その時点で適応のあった可能性はあるが、診断遅れのため、不必要な手術が付加されたか否かは後に調べるつもりだった。した

医療機関側は全面的に過誤を認めて賠償金を支払い示談した。なお、今後の患者の予後に関する賠償については、癌の再発の可能性は低いと判断されたため、民法第95条に則り、仮に再発した場合にその時点で再交渉が可能であることを患者側に伝えて納得を得た。

紛争発生から解決まで約1カ月間要した。以下の通りチェックを行った。

## 診断の遅れが認められたケース

「疑うべきであり、漫然と診察を続けていた」と主張されても反論し難く、したがって診断の遅れは認められるだろう。しかしながら、子宮摘出のみで済んだはずとの患者の手術に関する主張については、医学的に断定できなかった。

医療機関側は全面的に過誤を認めて賠償金を支払い示談した。なお、今後の患者の予後に関する賠償については、癌の再発の可能性は低いと判断されたため、民法第95条に則り、仮に再発した場合にその時点で再交渉が可能であることを患者側に伝えて納得を得た。

医療機関側は全面的に過誤を認めて賠償金を支払い示談した。なお、今後の患者の予後に関する賠償については、癌の再発の可能性は低いと判断されたため、民法第95条に則り、仮に再発した場合にその時点で再交渉が可能であることを患者側に伝えて納得を得た。

医療機関側は全面的に過誤を認めて賠償金を支払い示談した。なお、今後の患者の予後に関する賠償については、癌の再発の可能性は低いと判断されたため、民法第95条に則り、仮に再発した場合にその時点で再交渉が可能であることを患者側に伝えて納得を得た。

## 憲法を考えるために

55

国家主義を教育現場に持ち込む教育基本法改悪、プライバシー侵害、情報公開や報道の自由の阻害などをもたらす特定秘密保護法、憲法が認めない集団的自衛権を容認する安全保障関連法、そして戦前の思想・言論弾圧に猛威をふるった治安維持法を想起する共謀罪。これらに通底するものはなにか、そしてそれは私たちに何をもちたらしめるのか。

共謀罪とは、犯罪について、2人以上の者が話し合っただけで処罰することができる法案。犯罪は故意が生まれ(共犯の場合には合意を経て)準備され(予備、実行に着手し)未遂、実行の結果が生じる(既遂)。そして刑法は既遂を処罰の対象とするのを原則とし、未遂は特に法に定められた例外的なものとして刑罰の対象とする。またテロに関する国際条約は「核によるテロ行為の防止を除いて、すべて批准している。条約に定められた行為を国内法で犯罪と規定し、未遂以前から処罰できる体制にすでにあ

い、予備はさらに例外的なものであり、殺人・強盗・放火など重大犯罪に限定され、予備の一つである共謀の処罰は、いわば危険な意思の処罰は、内乱陰謀罪、私戦陰謀罪など特殊な場合に限定されている。しかしこの共謀罪法案の対象は600を超え、政府は「国連越境犯罪防止条約」の批准に共謀罪制定が必須だとしているが、日弁連によれば、政府は「国連越境犯罪防止条約」の批准に共謀罪制定が必須だとしているが、日弁連によれば、

このように共謀罪の必要性の根拠はまやかしいわづらを得ない。ではなぜそれを制定しようとするのか。その真の狙いは何か。そもそも心の内にある犯意・合意の有無、それが犯罪に当たるかなどの判断は第三者から見ても分りにくい。その段階から処罰するとすると、捜査機関の判断による恣意的な捜査・検挙や、プライバシー侵害が容易に起こり得る。また政府にとつて好ましくないと判断されれば市民運動や労働運動も共謀罪の捜査対象になり得てしまう。人と人とのコミュニケーションそのものが犯罪行為となるので、盗聴など捜査上の人権侵害も起こりやすい。共謀罪を持つこのような根本的な問題は、いかなる条件を付け加えても防ぐことはできず、それは我々の自由と人権を阻害する以外の何物でもない。(政策部会・飯田 哲夫)

## 共謀罪

市民公開講演会 どなたでもご参加いただけます!

### 反核京都医師の会 第37回定期総会

参加無料 要申込 (定員100人)

日時 4月8日(土) 午後2時～4時 (講演後、午後4時～総会議事)

場所 大谷ホール(しんらん交流館2F) 烏丸通花屋町西入ル(東本願寺の北隣)

内容 I. 西の原発銀座を「第二のフクシマ」にさせないために  
福井県医療生活協同組合光陽生協クリニック 院長 平野 治和氏

II. 福井における原発訴訟の現状  
原発問題住民運動福井県連絡会 事務局長 林 広員氏

主催 核戦争防止・核兵器廃絶を訴える京都医師の会 IPPNW京都府支部

# 改定点の解説を中心に

## 白色確定申告説明会開く

協会は鴨井勝也税理士を講師に、2016年分白色確定申告説明会を2月15日に開催。16年分確定申告の所得税についての主な改定点等を解説するとともに、申告書の書き方について説明した。参加者は17人。

### 所得税等の改定点

16年分所得税等に関する主な改定点は、①多世代同居リフォーム工事に関する控除が新設された②被相続人の居住用家屋を売却する場合において、一定の条件のもと譲渡所得3000万円の特例控除の適用ができることとなった③確定申告書にマイナンバーの記載が必要になったこと等。



講師の鴨井氏

③のマイナンバーを記載した場合は、本人確認書類

の提示または写しの添付が必要(ただし、扶養家族の本人確認は不要。電子申告する場合は、番号入力のみで本人確認は不要となっている。

なお、協会では、申告書等にマイナンバーの記載がなくても所得税等は受理されることを確認している。

その他、住宅取得資金贈与の非課税限度額が昨年からより減額されている。一般の住宅用家屋で1000

17年以降の改定点

17年分以降の主な改定点は、①セルフメディケ

ション税制の創設②配偶者控除および配偶者特別控除の見直し等。①は、居住者が17年1月1日から21年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者、その他親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合における新たな医療費控除である。特定一般用医薬品等購入費の金額の合計額が年間1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(8万8千円を限度)を控除額とすることが可能。健康の保持増進および疾病の予防として、一定の取り組み(健康診査、がん検診等)をしていることが要件となる。従来の医療費控除との選択適用になるので、領収書を分けて保管しておき、どちらが有利かは1年経ってから判断する。

基金国保	8日(土)	10日(月)	労災	10日(月)
	○	◎ <sup>(※)</sup>		◎ <sup>(※)</sup>

○は受付窓口設置日、◎は締切日  
 受付時間：基金 9時~17時30分  
 国保 8時30分~17時15分  
 労災 8時30分~17時15分  
 (※) オンライン請求 5~7日 8時~21時  
 8~10日 8時~24時

②では、18年1月より、配偶者控除「世帯主の年収のうち38万円を課税対象から差し引いて所得税を減らす仕組み」で、対象となる配偶者の年収上限が1003万円から150万円に引き上げられる。配偶者特別控除「配偶者の年収103万円超~141万円未満なら一定額(最高38万円)を差し引ける仕組み」では、配

偶者の年収上限が201万円以下まで広がる。ただし、配偶者特別控除で設定されている世帯主本人の所得制限が配偶者控除にも導入され、世帯主の年収120万円を超えると控除の対象から外れるため、高所得者は制度を利用できなくなる。

申告書の書き方の留意点

収入内訳書付表の必要経費の内訳において、自由診療分の経費を算出する際、「自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額」①に「予防接種・ワクチンの仕入れ分」「外注したレセプト請求費用」等を入れることができ。措置法差額を計算後、収支内訳書の欄外に記入し、申告書第二表の特例適

用条文等に「措置法26条」の記入も忘れないことが重要である。

その他、保険年金を受け取った場合の雑所得等記載時は、必要経費等欄には累計払込保険料ではなく、累計払込掛金を記入する。ふるさと納税を行った場合は、申告書第二表において⑩に記載するとともに、住民税欄の「寄付金控除」・「都道府県、市区町村分」にも納税額の記載を漏らさないことに注意する。

医療費控除の注意点として、保険金で補填された場合でも、実際の医療費支払額で計上する。同一生計であれば、別居している父母の医療費を負担した場合でも控除が可能。診療情報提供書は医療費控除の対象だが、自費の診断書等は控除の対象とならない等がある。

### 掲示板

ぜひ、「ご利用下さい」  
各種相談のご案内

協会は専門家対応による各種相談を、随時受け付けています。事務局までお申込み下さい。

- ▽法律▽税務▽雇用管理▽建築▽資産運用▽廃棄物処理
- ※専門家は複数人の中から、ご希望の方をお選びいただけます。
- ※先生のご都合の良い日で日程調整します。
- ※相談は無料(ただし、1事案1回かぎり)。1事案につき、1回の無料相談を超えてのご相談は、個別相談に移行し有料になります。

**DCゴールドカードのご案内** 年会費 永久無料

京都クレジットサービス(株)と提携しているゴールドカードは、京都府保険医協会の会員は個人・家族・法人カードとも年会費は永久無料です。有利な特典も備えております。ぜひご入会をご検討下さい。

大谷成裕氏(享年57、左京) 6月22日ご逝去。

謹んで哀悼の意を表します。

# マダガスカル

パオバブ 森の母 シートベルト MAKI

関 浩 (宇治久世)



## ムルンダバ 夕日に映えるパオバブの樹々

翌朝7時、アンツィバベ 出発、西のムルンダバまでの500km、8時間の行程だ。市街を出るとすぐに見渡すばかりの大荒野、砂礫、砂山と単調この上ない。小村落の家屋の大部分は葦造り、板囲いが目につく。野火のせいもあるのだろうが、広い範囲で黒焦げの帯が見える。おまけに木炭を作るため伐採され道路わきには高い樹々はほとんどなく、背の低い灌木群しか育っていない。木炭作成は11月、雨季がくるまでに



国道沿線の荒野

で、移動する人の大部分は歩くか自転車、リヤカーである。途中、ほとんどの橋は川の大小にかかわらず、一車線で対面通行はできない。中規模の村落であっても、まじな建物は教会しか目にしなかったが、目的地に近づくにつれ、家屋の数、建築材にも石積み、外壁塗装の住宅が増えてきた。途中、数頭の牛を引き連れている一団に出会った。1人、これ見よがしに銃を肩に掲げた男がいる。夜陰に乗じて家畜小屋に忍



牛をつれた一団、1人銃を肩に掲げている

び込んでくる牛泥棒を撃つこともあるという。殺害しても事件にもならず、罪にも問われないというのだ。途中JICAの作った日

ガ村で、学校建設も援助している。

このあたりから遠くにパオバブの巨木が点在するのが見えてきた。

ムルンダバの手前で曲がり、ほどなく進むと、「双子のパオバブ」、「パオバブの並木道」、「愛するパオバブ」など、まさに今まで抱いていたイメージそのままの雄大さで迫ってくる。それぞれが7階建ての高さにも達し、あたかも空に向かっているように見える。

パオバブはセネガル語で「王様の木」、マダガスカル語では「レナラ、森の母(RENY母+ALA森)」といい、オーストラリア、



パオバブの並木道

ま」では、放置すると星を破壊する有害な巨木として描かれているが、パオバブの樹々はまさに「悪魔が引き抜いて逆さまに突っ込んだ」と形容されているように、木が逆さまになっている。根っこが上にあるみたいに見える。まるで別の惑星にきたような不思議な光景が広がり、サンシテグジュペリも実際にこの地を訪れたに違いない。樹木群全体を見渡すことができる広い草地で各国の観光客とともに夕日が沈むのを待つ。意外と長く夕焼けが残り、そして突然暗黒に包まれた。並木道からムルンダバ市内まで18km、海岸沿いのホテル「レナラ」へ。